

第9期介護保険料額について

軽減乗率幅

正

誤

		第8期		
		月額	年額	基準段階に対する割合
軽減		(円)	(円)	(%)
第1段階	後	1,470	17,640	0.300
	前	2,450	29,400	0.500
第2段階	後	2,205	26,460	0.450
	前	3,430	41,160	0.700
第3段階	後	3,283	39,396	0.670
	前	3,528	42,336	0.720
第5段階(基準)		4,900	58,800	1.000

第9期		
月額	年額	基準段階に対する割合
(円)	(円)	(%)
1,539	18,468	0.285
2,457	29,484	0.455
2,365	28,382	0.438
3,445	41,342	0.638
3,456	41,472	0.640
3,483	41,796	0.645
5,400	64,800	1.000

第9期		
月額	年額	基準段階に対する割合
(円)	(円)	(%)
1,539	18,468	0.285
2,457	29,484	0.455
2,365	28,382	0.438
3,699	44,388	0.685
3,456	41,472	0.640
3,726	44,712	0.690
5,400	64,800	1.000

- 第9期の介護保険料設定における低所得者保険料額については、第8期との差に配慮し、国が例示した最終乗率（軽減後）より、さらに引き下げて設定しておりますが、町が設定する標準乗率（軽減前）については、国の例示のまま据え置いてしまったことから、政令に定められた軽減乗率幅を超えてしまったものです。
 このことから、標準乗率（軽減前）を政令に定められた軽減乗率幅に収まるよう、第2段階・第3段階の軽減前保険料額を修正するものです。
- なお、この修正に伴い、国及び県からの交付金が減額する可能性があります。その減額分については、町が負担するものとし、町民への影響はありません。

【参考】

正 [Ⓔ]	誤 [Ⓔ]
○葉山町介護保険条例 [Ⓔ]	○葉山町介護保険条例 [Ⓔ]
平成12年3月31日条例第9号	平成12年3月31日条例第9号
(保険料率) [Ⓔ]	(保険料率) [Ⓔ]
第5条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 [Ⓔ]	第5条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 [Ⓔ]
(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 29,484円 [Ⓔ]	(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 29,484円 [Ⓔ]
(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 41,342円 [Ⓔ]	(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 44,388円 [Ⓔ]
(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 41,796円 [Ⓔ]	(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 44,712円 [Ⓔ]
(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 57,024円 [Ⓔ]	(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 57,024円 [Ⓔ]
(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 64,800円 [Ⓔ]	(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 64,800円 [Ⓔ]
(6) 次のいずれかに該当する者 73,872円 [Ⓔ]	(6) 次のいずれかに該当する者 73,872円 [Ⓔ]
ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。	ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。

○ この基準修正による保険料の変更はありません